

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

長崎県北振興局長 陣野 和弘

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務番号及び委託業務の名称

委託業務番号 8 田道維第 9 号

委託業務名 一般国道 3 8 3 号外 2 線航空障害灯等保守点検業務委託

(2) 委託業務の内容

平戸大橋、生月大橋及び鷹島肥前大橋における航空障害灯等保守点検業務

航空障害灯等保守点検 N＝1 式

(3) 履行期間 令和 9 年 3 月 3 1 日限り

(4) 履行場所 平戸市 岩の上町 外

(5) 仕 様

入札説明書による。

(6) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1 回目の開札において、落札者が決定しない場合は直ちに再度入札を行う。再度入札においても同様とする。

ウ 入札執行回数は、3 回を限度とする。なお、入札不調の場合においては、随意契約による契約を締結する場合がある。

エ 電送及び郵送による入札は認めない。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

カ 入札書は、提出後、書換え、引換え又は撤回することができない。

キ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号）に定める様式を準用すること。

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に委託業務番号、委託業務名、商号又は名称（代理人の場合は、氏名も）を記入し提出すること。

- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。

- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

- ・入札書の宛名は長崎県北振興局長 陣野 和弘とすること。

- ・封筒のなかに複数の入札書が入っている場合、当該入札は無効になるので、注意すること。

2. 競争入札参加資格

令和8年10月2日付けで告示した「一般国道383号外2線航空障害灯等保守点検業務委託に関する一般競争入札の参加者の資格等（告示）」に基づく入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると確認された者であること。

3. 最低制限価格

本入札には、最低制限価格は設定されていない。

4. 入札参加資格を得るための申請の方法

入札参加を希望する者は、令和8年10月2日付けで告示した「一般国道383号外2線航空障害灯等保守点検業務委託に関する一般競争入札の参加者の資格等（告示）」に定める申請書に必要事項を記載のうえ、次の場所へ提出すること。

(1) 申請書の提出場所、その他申請に関する問い合わせ先

「名称」長崎県県北振興局 管理部 会計課

「住所」〒857-8502 長崎県 佐世保市 木場田町 3-25

「電話」0956-22-9049

「FAX」 0956-23-4708

(2) 提出期限、提出方法

「一般国道383号外2線航空障害灯等保守点検業務委託に関する一般競争入札の参加者の資格等（告示）」による。

5. 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

「名称」長崎県県北振興局 管理部 会計課

「住所」〒857-8502 長崎県 佐世保市 木場田町 3-25

「電話」0956-22-9049

「FAX」 0956-23-4708

6. 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7. 入札説明書の交付方法

(1) 入札説明書は、次のとおり交付する。

ア 交付場所 5の部局とする。

イ 交付期間 この公告の日から令和8年11月2日（月）までの各日午前9時から午後5時までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）

ウ 郵送による入札説明書の交付は行わない。

(2) 入札説明書に対する質問

入札説明書等に対する質問は、原則として押印した書面により郵送で行うこと（やむを得ない場合はFAXも可とするが、FAX後直ちに原本を郵送すること。）。なお、郵送又はFAXを問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

また、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問提出期間後の質問は受け付けない。

ア 提出場所 5の部局とする。

イ 提出期間 令和8年10月23日（金）までの各日午前9時から午後5時までの間（長崎

県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する
休日を除く。）

ウ 質問に対する回答は、令和8年10月27日（火）までに長崎県土木部ホームページの入札
情報サービスポータルサイトに掲載する。

長崎県土木部ホームページ入札情報サービスポータルサイト

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

エ 入札説明書等の説明会
実施しない。

8. 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨

9. 入札書の提出場所及び開札日時等

- (1) 場 所 長崎県佐世保市木場田町3-25 長崎県北振興局 別館2階 入札室
- (2) 日 時 令和8年11月4日（水） 午後1時10分
- (3) 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）の場合は、開札を延期することもあるので、事前
に5の部局に確認すること。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の5以上の金額
を納付すること。この場合、令和8年10月28日（水）13時（必着）までに、5の部局等に
文書（FAX可（0956-23-4708））で納付金額を申し出ること。指定の納付書を交付するので、納
付後、領収書を令和8年11月2日（月）13時（必着）までにFAX（0956-23-4708）送信す
ること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。この場合、令和8年11月2日（月）1
3時（必着）までに入札保証保険証券、契約書の写し（2件以上）等を5の部局等に提出（FAX
不可）すること。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、
その証書を提出する場合。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県、若しくは他の地方公共団体、国、
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法
人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法
人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方
独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以
上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区
分で提出すること。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

・入札保証保険証券は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。

- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとして下さい。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

(2) 契約保証金

落札者は、令和8年11月10日（火）までに、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。この場合、令和8年11月5日（木）13時（必着）までに、5の部局等に文書（FAX可（0956-23-4708））で納付金額を申し出ること。指定の納付書を交付するので、納付後、領収書を令和8年11月10日（火）17時（必着）までにFAX（0956-23-4708）送信すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。この場合、令和8年11月10日（火）17時（必着）までに履行保証保険証券、履行実績を証するもの（2件以上）等を5の部局等に提出（FAX不可）すること。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県、若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

- ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

11. 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の（1）から（8）により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 入札説明書の交付を受けていない場合。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者、又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者、又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に

押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12. 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けた場合、又は、受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5) 落札者が落札決定の通知をした日から5日(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を含めず。)以内に契約を締結しない場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

13. その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

一般国道 383 号外 2 線航空障害灯等保守点検業務委託に関する
一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 2 日

長崎県北振興局長 陣野 和弘

1. 一般競争入札に付する事項

委託業務番号	8 田道維第 9 号
委託業務名	一般国道 383 号外 2 線航空障害灯等保守点検業務委託
履行場所	平戸市 岩の上町 外

2. 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) この告示の日の前日において、3 の（1）に関し 1 年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この告示の日から落札決定の日までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。
- (7) この告示の日以前 6 月から落札決定の日までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者。
- (8) 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (9) この告示の日から落札決定の日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 競争入札参加資格申請書の提出期限の日から落札決定の日までにおいて、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、電気工事業に係る建設業の許可を有し、電気工事に係る格付け等級がAランクであること。
- (2) 競争入札参加資格申請書の提出期限の日から落札決定の日までにおいて、法3条に規定する営業所のうち主たる営業所を長崎県内に有し、下記のいずれかの要件を満たす者であること。
 - ア 長崎県内で過去20年間（平成18年度以降）に航空障害灯点検業務又は、航路灯点検業務の履行完了した実績（国、特殊法人、地方公共団体、公社、公団が発注した業務）を有すること。
 - イ 長崎県内で過去20年間（平成18年度以降）に航空障害灯設置工事又は、航路灯設置工事の履行完了した実績（国、特殊法人、地方公共団体、公社、公団が発注した業務）を有すること。
- (3) 令和8年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。

4. 競争入札参加資格の審査

2. 及び3. に掲げる事項について審査し、決定する。

5. 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の翌日から令和8年10月19日（月）までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書等（様式第1～5号）は、この告示の日から長崎県土木部ホームページの入札情報サービスポータルサイトに掲載する。

長崎県土木部ホームページの入札情報サービスポータルサイト

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(3) 申請書等の提出方法

申請者は、次の書類を(5)に掲げる場所に直接持参により1部を提出すること。

ア 申請書類

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (イ) 誓約書（様式第2号）
- (ウ) 印鑑届（様式第3号）
- (エ) 委任状（様式第4号）
- (オ) 工事（業務）の施工実績表（様式第5号）

イ 添付書類

- (ア) 法人にあつては登記簿謄本（※）
- (イ) 個人にあつては、次のa及びb（※）
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 3の(1)(2)に記載している許可等を証する書類の写し
- (エ) 3の(3)に記載の期間を審査基準日とした総合評価値通知書の写し

※添付書類の(ア)、(イ)に関する証明書等の有効期限については、直近3ヶ月以内に取得したものに限り。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語の記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

「名称」長崎県県北振興局 管理部 会計課

「住所」〒857-8502 長崎県 佐世保市 木場田町 3-25

「電話」0956-22-9049

「FAX」 0956-23-4708

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6. 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により、令和8年10月22日（木）までに通知（郵送）する。

7. 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和8年11月30日までとする。

8. 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 使用印鑑
- (5) 委任事項
- (6) 電話番号

9. 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)から(9)のいずれかに該当することに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後3年を限度として競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が要件を満たさないことに至った場合も、同様とする。
- (2) 競争入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。